

第4章 仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

1 本質的価値

大化元(645)年にはじまる大化の改新の後、律令国家は東北地方の蝦夷の住む仙台平野以北の地域に関しても直轄支配地に組み入れようとして次々と城柵を設置した。仙台郡山官衙遺跡群はこのような流れの中で造営され、やがて陸奥国全体の政治・軍事の拠点という役割を持つに至った。この役割は多賀城に受け継がれることになる。

7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であったことがこれまでの調査で明らかとなった仙台郡山官衙遺跡群は、特別史跡多賀城と並ぶ歴史的な意義を持ち、地域史にとどまらず日本古代史を語る上で欠くことのできない極めて重要な遺跡である。

平成20年策定の保存管理計画において整理された歴史的価値をもとに、これまでの調査成果からわかったことを再整理し(次頁参照)、仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値について、指定説明文等から読み取れる①・②及び、価値評価の視点の進化を反映した③の3点にまとめた。

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

- ①東北古代史のはじまりを象徴する遺跡
- ②中央集権国家成立期の北辺政策による遺跡
- ③東北地方から東アジアに及ぶ人・文化・技術の交流を示す遺跡



図4-1 II期官衙イメージ

仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値

これまでの調査成果からわかったこと

- 全国的にも最古段階に位置付けられる古代の地方官衙。
- 律令国家が東北地方太平洋側の支配のために設けた最初期のもので、文献に残らなかった官衙の存在が発掘調査を通して明らかになった点においても、7～8世紀の日本古代史の解明に不可欠な遺跡。
- I期官衙において評の成立を示すとみられる「名取」刻書のある土師器が出土しており、律令国家による地方支配の進展を考える上でも貴重な遺跡。



土師器に刻書された「名取」の文字

- I期官衙は『日本書紀』にみられる日本海側の淳足柵・磐舟柵に対応する太平洋側最古の城柵、II期官衙は多賀城創建以前の陸奥国府と考えられ、古代国家成立期における東北地方の政治・軍事の拠点施設の具体的様相を知ることができる貴重な遺跡。

- 石組池（II期官衙の中核部に位置）は、蝦夷が天皇に対する服属儀礼を行った飛鳥石神遺跡の石組池とほぼ同じ構造を持っていることから、これと同様の儀礼が行われたと推察。現在までに、飛鳥地方以外で類似の遺構が発見された例は本遺跡のみであり、国家北辺における地域支配の展開過程を知る上で重要な遺跡。



石組池

- II期官衙のほぼ正方形を成す平面形や規模、外郭に空閑地のある構造は藤原宮がモデルと考えられるが、同様の空閑地は九州（豊前国）の福原長者原官衙遺跡（7世紀末～8世紀中葉）にもみられ、古代国家が日本列島の北辺と西辺において中央政府の威信を示そうとした意図が伺える。

藤原宮模型
(榎原市提供)

- II期官衙は、1辺428mに及ぶ材木列を四周に巡らし、官衙の南方には伽藍を擁する寺院を配置するなど、古代地方官衙の空間的スケールを示す遺跡として重要であるとともに、古代における「日本」という国の成り立ちに関わった、飛鳥時代の宮殿域（石組池・石敷・槻の木の広場）を地方にあって体感できる貴重な遺跡。
- 古代の東北地方において、日本海側と太平洋側に対する政策の様相は連動していると考えられ、律令国家成立期の東北地方に対する政策を知る上で貴重な遺跡。

- 西台畑・長町駅東遺跡などの集落や向山横穴墓群などの墓域、東山道（未発見）などとも関連し、仙台平野南部に対して大きく影響を及ぼすとともに、現在の宮城県域に止まらず、遺物等を通じて奥羽山脈の西側や北東北とも関連が窺われ、広範囲に影響力を及ぼした重要な遺跡。

- 畿内産土師器（I期官衙出土）からは畿内からの役人の派遣が、関東地方の特徴を示す土師器からは関東からの移民が伺える。一方、本遺跡出土の黒色土器と形状や調整方法の類似した土器が飛鳥石神遺跡で出土するなど、広域な地域間交流が伺える遺跡。

左：関東地方の特徴を示す土師器
中：畿内産土師器
右：東北地方の土師器（黒色土器）

- II期官衙の構造や建物配置は、日本最初の中国風都城である藤原宮がモデルと考えられ、古代国家形成期における東アジアとの国際交流や文化伝播を考える上で貴重な遺跡。

- 郡山廃寺は、東北地方で伽藍を有する最古段階の寺院であり、東アジアにおける仏教文化の広がりや、寺院の造営に伴う建築・造瓦・工芸などの様々な技術の伝播を考える上で重要な遺跡。



寺院の建物に葺かれた瓦

- 郡山は、名取川と広瀬川に囲まれ、河川交通や太平洋における海洋交通に適した地。飛鳥～奈良時代の官衙の設営に始まり、鎌倉時代の奥州合戦時には奥大道（未発見）を源頼朝軍が通過したと考えられ、関ヶ原合戦では伊達政宗が北目城（郡山遺跡に隣接）に陣を置き、現代でも東北地方の物流拠点として重要な役割を果たした長町駅貨車操車場（長町ヤード）やJR長町駅が位置。郡山遺跡はこうした古代から現代に至る「物流の要衝としての郡山地区」のはじまりを象徴。

①東北古代史のはじまり
を象徴する遺跡②中央集権国家成立期の
北辺政策による遺跡③東北地方から東アジアに及ぶ
人・文化・技術の交流を示す遺跡

本質的価値

2 史跡等を構成する要素

史跡地やその周辺地域には、史跡としての価値(本質的価値)に関わるかに限らず、時間経過の中で様々な要素が混在しているため、史跡等を構成する要素を以下のように整理した。

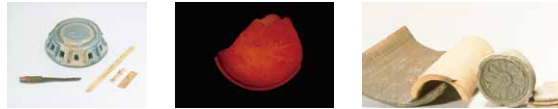
本質的価値

① 遺構・遺物

○遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴建物跡，溝跡，基壇跡，井戸跡



○遺物：須恵器（円面硯など），土師器，瓦（鴟尾など），木簡，金属製品等



② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値
基準

③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物

○平安～近世の遺構・遺物

本質的価値以外

史跡の保存管理・活用に資する要素 ↑

④ 保存管理・活用

○郡山遺跡説明板 ○史跡標識 ○調査事務所 ○土地境界杭（標） ○木柵・生垣



○花壇 ○暫定整備遺構表示（郡山廃寺跡 講堂跡・僧坊跡） ○居久根



↓その他の要素

⑤ その他

○農耕地等：畑地（ビニールハウス）

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，学校施設（校庭・プール（昭和48年建築）等），市の施設

○道路等：市道，水路

○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー



史跡地内 ←

→ 史跡地外

本質的価値相当

① 遺構・遺物

○遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴建物跡，竪穴住居跡・竪穴建物跡，溝跡等



○遺物：須恵器，土師器，金属製品等

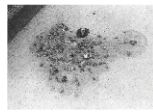
② その他

○遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

本質的価値相当に準じる

③ 史跡の歴史の変遷にかかわる要素

○古墳時代以前の遺構・遺物



○平安～近世の遺構・遺物



本質的価値相当以外

↑ 史跡の保存管理・活用に資する要素

④ 保存管理・活用

○歩道舗装を利用した遺構平面表示
(Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近)

○郡山遺跡説明板

○郡山中学校校舎内遺構復元表示
(官人の居宅と考えられる建物群)



↓ その他の要素

⑤ その他

○緑地等：神社林，街路樹 ○農耕地等：畑地

○民家その他の建築物及び工作物：民家及び付属施設，民間施設
(商業施設・教育施設・神社等)，学校施設(校舎・体育館・プール等)，
国の施設

○道路等：市道，水路，私道

○その他の人工物：電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，
ガードレール，信号機

(1)史跡を構成する諸要素

史跡地内で、本質的価値を構成するもの (図4-2・4-3・4-4)

①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)

- 遺構：石組池跡，石敷，石組溝跡，掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡，基壇跡，井戸跡等
- 遺物：須恵器(円面硯など)，土師器，瓦(鷗尾など)，木簡，金属製品等

②遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

史跡地内で、本質的価値に準ずるもの

③史跡の歴史的変遷にかかわる要素

- 古墳時代以前の遺構・遺物
- 平安～近世の遺構・遺物

史跡地内で、本質的価値以外のもの (図4-5・4-6)

④史跡の保存管理・活用に資する要素

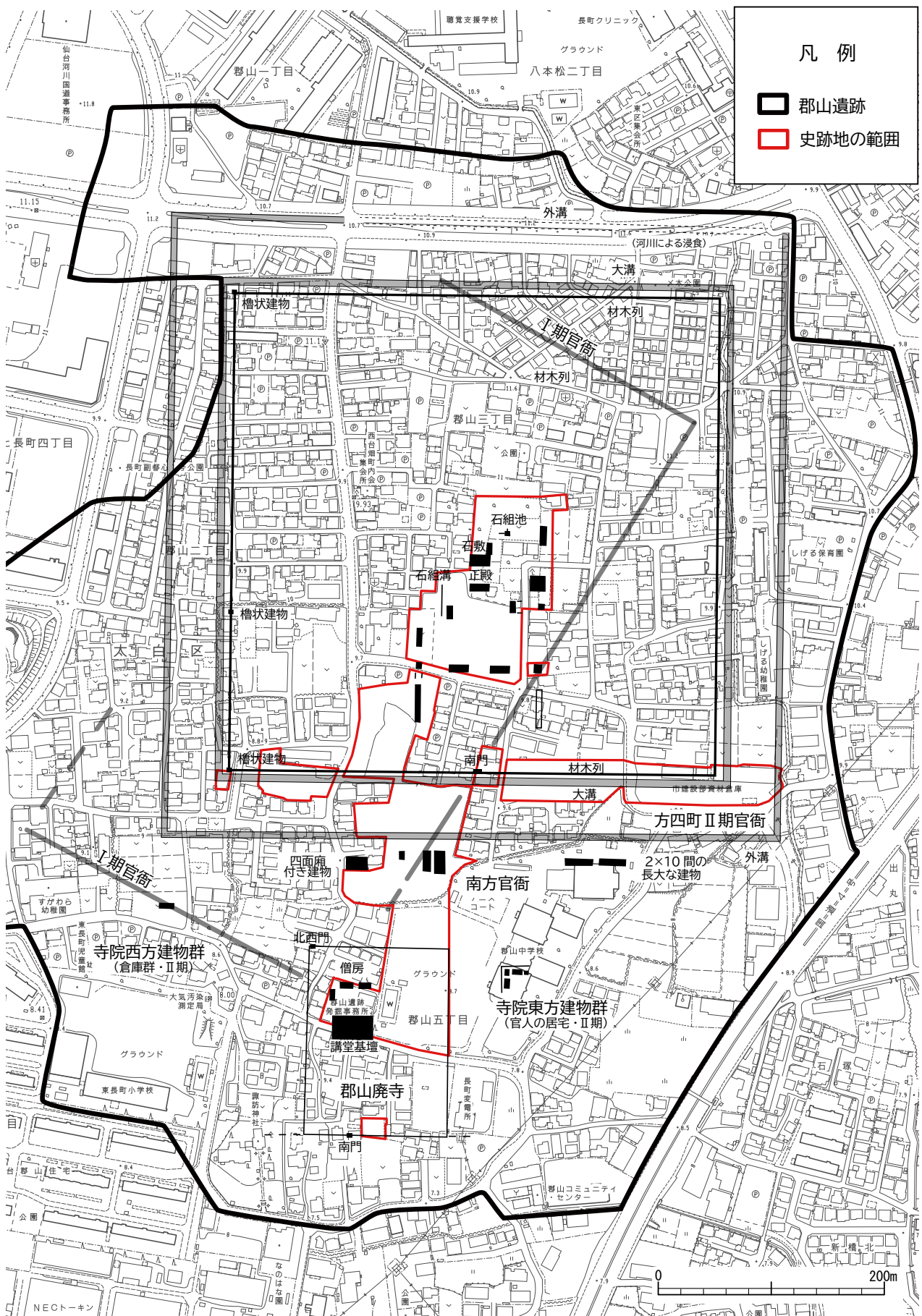
- 郡山遺跡説明板
- 史跡標識
- 調査事務所
- 土地境界杭(標)
- 木柵・生垣
- 花壇
- 暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)
- 居久根(いぐね)

政庁部分に位置するケヤキから成る屋敷林で、史跡地内に残る唯一の緑地。住宅化が進むこの区域において仙台近郊農村の伝統的な風景を織り成している。

現在生育するケヤキの木は、官衙と直接的なかわりはないが、天武・持統朝においては飛鳥寺の西の「齋槻ゆつきの広場」で蝦夷等の服属儀礼が行われたとされ、石組池の傍らに所在するケヤキ(=槻)の木は、史跡の本質的価値の理解に資するものと位置づけられる。

⑤その他の要素

- 農耕地等
 - 畑地(ビニールハウス)
- 民家その他の建築物及び工作物
 - 民家及び付属施設，学校施設(校庭・プール(昭和48年建築)等)，市の施設
- 道路等
 - 市道，水路
- その他の人工物
 - 電柱・支線，埋設管，ゲートボール場，一時避難所の案内板，カーブミラー



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図4-2 史跡地内で、本質的価値を構成するもの



石組池跡



石敷



石組溝跡



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙正殿）



掘立柱建物跡（Ⅱ期官衙南門）
・材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)



材木列跡(Ⅱ期官衙南辺)

図4-3 史跡地内で、本質的価値を構成するもの



掘立柱建物跡（檜状建物）



材木列跡・大溝跡（Ⅱ期官衙南辺）



掘立柱建物跡（南方官衙）



基壇跡（郡山廃寺講堂）



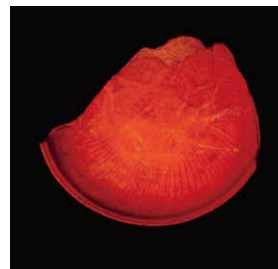
井戸跡（郡山廃寺）



円面硯・刀子・木簡



軒丸瓦



畿内産土師器



土師器・須恵器
（Ⅱ期官衙出土遺物）

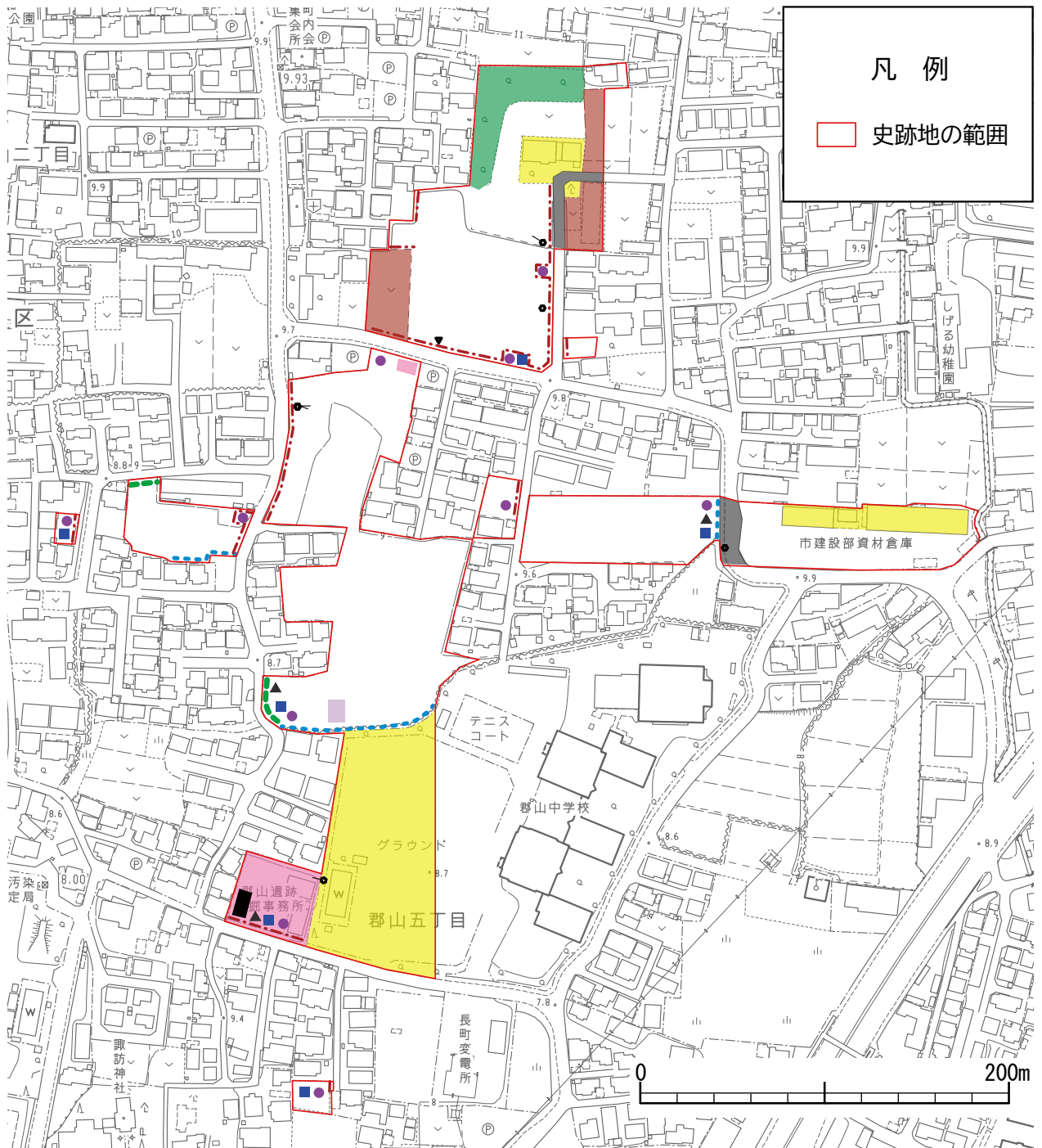


土師器・須恵器
（Ⅰ期官衙出土遺物）



関東系土師器

図4-4 史跡地内で，本質的価値を構成するもの



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

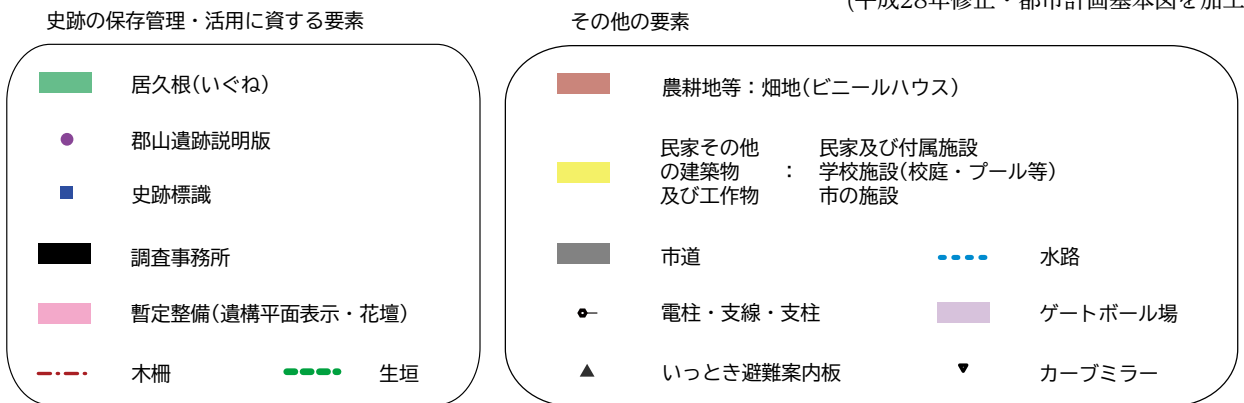


図4-5 史跡地内で、本質的価値以外のもの



居久根(いぐね)



郡山遺跡説明板



史跡標識



調査事務所



土地境界標



木柵



生垣



花壇・遺跡説明板



暫定整備遺構表示
(郡山廃寺跡・講堂跡)



市の施設



市道・電柱



電柱支線



ゲートボール場



いっとき避難 案内板



カーブミラー

図4-6 史跡地内で、本質的価値以外のもの

(2)史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素(図4-7)

史跡地外で、本質的価値相当のもの

- ①地下に埋蔵されている遺構・遺物(出土遺物を含む)
 - 遺構：掘立柱建物跡，材木列・板塀跡，竪穴住居跡，溝跡等
 - 遺物：須恵器，土師器，金属製品等
- ②遺構間の空閑地など，遺構が存在しない範囲を含む，官衙としての空間的利用

史跡地外で、本質的価値相当に準ずるもの

- ③史跡の歴史的変遷にかかわる要素
 - 古墳時代以前の遺構・遺物
 - 平安～近世の遺構・遺物

史跡地外で、本質的価値相当以外のもの

- ④史跡の保存管理・活用に資する要素
 - 歩道舗装を利用した遺構平面表示（Ⅱ期官衙外溝の北西隅部付近）
 - 郡山遺跡説明板
 - 郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)
- ⑤その他の要素
 - 緑地等
 - 神社林，街路樹
 - 農耕地等
 - 畑地
 - 民家その他の建築物及び工作物
 - 民家及び付属施設，民間施設(商業施設・教育施設・神社等)，学校施設(校舎・体育館・プール等)，国の施設
 - 道路等
 - 市道，水路，私道
 - その他の人工物
 - 電柱・支線，埋設管，公園，駐車場，カーブミラー，ガードレール，信号機



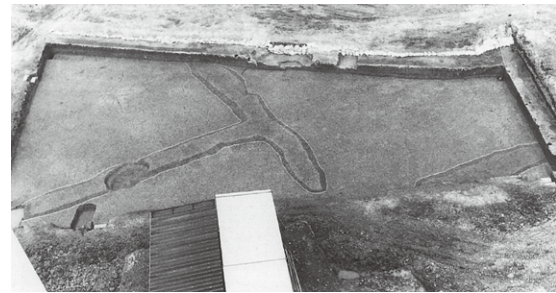
掘立柱建物跡（I期官衙中枢部）



掘立柱建物跡（I期官衙倉庫跡）



古墳時代以前の遺構・遺物



古墳時代以前の遺構・遺物



平安～近世の遺構・遺物



平安～近世の遺構・遺物



歩道舗装を利用した遺構平面表示



郡山遺跡説明板



郡山遺跡説明板



郡山中学校校舎内遺構復元表示

図4-7 史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素

第5章 現状・課題

1 保存・管理

保存・管理についての現状・課題を整理するにあたり、史跡指定の状況や本質的価値にかかわる要素の分布状況から、郡山遺跡(一部西台畑遺跡を含む)を次の4つの地区に分類する。

(1)史跡地(図5-1 赤色部分)

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された範囲。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿、Ⅱ期官衙外郭施設(南辺)の材木列・大溝・外溝、郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

(2)将来指定を目指す範囲(図5-1 青色部分)

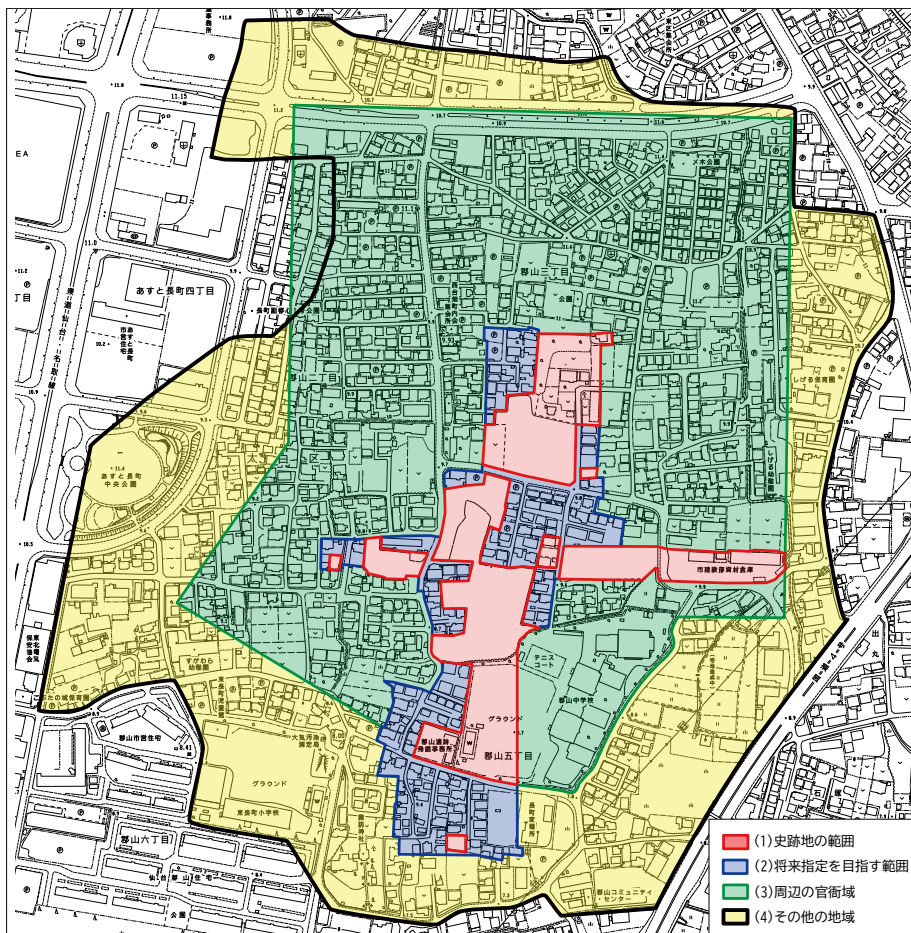
「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定の範囲で、Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

(3)周辺の官衙域(図5-1 緑色部分)

(2)の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

(4)その他の地域(図5-1 黄色部分)

(1)～(3)以外の郡山遺跡地内。



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図5-1 史跡地の範囲と官衙域等

保存・管理の現状・課題を図5-1の地区別に整理すると以下ようになる。

区分	保存・管理の現状	保存・管理の課題
(1) 史跡地	(ア)平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めていない。	(ア)引き続き史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めず、適切に史跡地を保存していく必要がある。
	(イ)発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ)継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ)調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ)公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間がかかる。	(エ)地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ)整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ)公有化した土地は未整備であり、市が維持管理を行っている。 (オ)公有地の増加と共に除草・剪定等の維持管理費が増大しており、予算内では十分な対応をすることが難しい。	(カ)地域住民の指摘等によって問題点を把握する場合も多く、より細やかな見回り等が必要である。 (キ)維持管理予算を確保する必要がある。
	(カ)道路によって史跡地が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (キ)道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(ク)史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱に係る協議が必要である。
	(ク)市有地には学校用地、他部局の管理地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ケ)史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱に係る協議が必要である。
	(ケ)大雨時に指定地が冠水することがある。	(コ)排水のための施設が必要である。
(2) 将来指定を目指す範囲	(ア)平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づき、開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されることがないように協力を求めている。	(ア)公有化できず、開発行為が行われる場合は、引き続き、遺構面を保存できる工法にするなどの協力を得る必要がある。
	(イ)発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(イ)史跡指定および公有化後、継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (ウ)調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(ウ)公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、予算確保と地権者の買取希望の時期の調整が難しい。	(エ)地権者の同意の上、条件が整い次第順次公有化する必要がある。 (オ)整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。また、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ)地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ)情報発信を強化していく必要がある。
	(オ)道路によって史跡を目指す範囲が分断されているため、史跡のスケール感が伝わりづらい。 (カ)道路下の遺構の有無や保存状況が確認できない。	(キ)史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱に係る協議が必要である。
	(キ)企業有地を含んでおり、当該地については発掘調査をする機会が少なく、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ク)史跡の一体的な整備に向けて企業有地の取扱に係る協議が必要である。
(3) 周辺の官衙域・(4)その他の地域	(ア)発掘調査していない箇所があり、Ⅱ期官衙(およびⅠ期官衙)の構成が不明な部分や、遺構の保存状況が不明な部分がある。	(ア)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査の対象とする必要がある。 (イ)調査研究を進め、史跡の全体像を明らかにする必要がある。
	(イ)開発傾向が続いており、平成20年3月に策定した「保存管理計画」に基づいて開発の計画段階で協議を行い、地下遺構が極力破壊されることがないように協力を求めているが、調整が付かず記録保存のみとなる場合も多い。	(ウ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (エ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。
	(ウ)公有化を伴う「将来指定を目指す範囲」の拡大は地権者の事情等により難しい場合が多い。	(オ)「将来指定を目指す範囲」については調査の進展を待つて再検討する必要がある。
	(エ)地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。	(カ)情報発信を強化していく必要がある。
	(オ)学校用地や公共施設が所在し、当該地については発掘調査をする機会が少ない。	(キ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、必要に応じて範囲確認調査と対象とする必要がある。

また、保存・管理の現状・課題を「史跡を構成する諸要素」別に整理すると以下ようになる。

地区	分類	要素	保存・管理の現状	保存・管理の課題	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア)発掘調査時は、遺構検出と一部遺構の半裁に留めており、調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (イ)遺構上に盛土は行っていない。 (ウ)地上に露出している遺構はなく、遺構の保存状態を確認する機会は、発掘調査時以外にはない。 (エ)公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(ア)継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。 (イ)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (ウ)一体的な整備を実施するまでに、分けけた上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		遺物	(オ)出土した遺物は、R3年度までは史跡地内に所在する郡山遺跡発掘調査事務所において保管していたが、地震等の影響によりプレハブを解体したため、遺物や調査記録類は市内に所在する収蔵庫に移動している。 (カ)史跡地近辺に遺物の保管場所は確保できていない。	(エ)史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空閑地	(キ)発掘調査後は埋め戻して保存しているが、地上において遺構と空閑地の区別がつく状態ではない。	(オ)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (カ)一体的な整備を実施するまでに、分けけた上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	本質的価値に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(ク)発掘調査後は埋め戻して遺構を保存している。 (ケ)遺構上に盛土は行っていない。	(キ)継続的・計画的な発掘調査を行う必要がある。	
	本質的価値以外のもの	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア)重要な遺構が見つかった場所10箇所に、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った説明板を設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア)老朽化したものについては更新が必要である。 (イ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ)「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った石製の標識を6箇所設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理している。	(ウ)設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。
			調査事務所	(ウ)地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点として調査を行っている。	(エ)ガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備するまでの調査事務所を確保する必要がある。
			土地境界杭(標)	(エ)公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は設置していない。	(オ)史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	(オ)公有化した土地は木柵や生垣で囲んでおり、随時修理や剪定を行っているが、老朽化が進んでいる箇所もある。	(カ)老朽化したものについては更新が必要である。 (キ)史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	(カ)近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、継続的な美化活動等にはつながっていない。	(ク)近隣学校等と連携した、継続的な美化活動等につなげる方策を考える必要がある。
暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)			(キ)調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、あまり目立たない。	(ケ)周知の方法を工夫する必要がある。 (コ)史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	
その他の要素	居久根(いぐね)	農耕地等	(ク)年に1回程度、市有地外にはみ出した枝の剪定を行っているが、近隣の民有地に落葉等の影響がみられる。 (ケ)樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(サ)間伐等が必要になる見込みである。	
		民家その他の建築物及び工作物	(コ)畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。 (サ)学校施設・市の施設は、現在使用されている施設である。	(シ)一体的な整備を実施するまでに、分けけた上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		道路等	(シ)道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ス)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	
		その他の人工物	(ス)現在使用されている設備である。		

保存・管理の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	保存・管理の現状	保存・管理の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めするなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。 (イ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。	(ア)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (イ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (ウ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。	
		遺物	(ウ)調査をしていない箇所があり、今後出土遺物や調査記録類は増加すると考えられるが、史跡地近辺に保管場所を確保できていない。	(エ)史跡近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空闲地	(エ)調査をしていない箇所があり、官衙の構成が不明な部分がある。	(オ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。	
	本質的価値相当のもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(オ)開発の際に調査をして記録保存は行っているが、遺構は残らない場合が多い。 (カ)出土遺物や調査記録類の保管場所を史跡地近辺には確保できていない。	(カ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しており、歩道として管理されている。	(ア)整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ)3箇所(うち1箇所は公園内)設置し、地域住民の協力を得ながら維持管理しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ)老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ)中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しており、中学校の協力を得ながら維持管理しているが、一部床面の舗装に亀裂がみられる。	(エ)老朽化した部分については修繕を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ)開発傾向が続いており、畑地等はごくわずかになっている。	(オ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する必要がある。 (カ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、事業者に対してより一層の協力を求める必要がある。 (キ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積し、分析していくとともに、場合によっては範囲確認調査の対象とする必要がある。 (ク)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。 (ケ)情報発信を強化していく必要がある。
			農耕地等	(オ)「将来指定を目指す範囲」の遺構については、開発の際に基礎工法の工夫を求めするなどして保存しているが、それ以外の場合は調査をして記録保存のみとなり、遺構は残らない場合が多い。	
	民家その他の建築物及び工作物	(カ)調査をしていない箇所があり、遺構の保存状況や官衙の構成が不明な部分がある。			
道路等	(キ)道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。				
その他の人工物	(ク)地権者の世代交代や、売買による新規住民が増加しており、史跡についての理解が得られていない場合がある。				

2 活用

活用の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	活用の現状	活用の課題
①公開	(ア)公有化した史跡地は公開しているが、遺構の表示や復元展示は行っておらず、木柵・生垣越しに道路や歩道から説明板等を見学する状態であるが、史跡地は道路で分断されている。	(ア)史跡の本質的価値への理解を促す復元整備等の方法を検討する必要がある。 (イ)史跡地内部まで見学できる状態に整備する必要がある。 (ウ)安全な見学動線を確保する必要がある。
	(イ)史跡地の一部が周辺町内会のいっとき避難場所として活用されている。	(エ)市街地において広大な空間を有する史跡地を、防災に資する場としても活用する方法について検討する必要がある。
②諸施設の設定	(ア)震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(イ)史跡地外の学校敷地内(郡山中学校ピロティ)で遺構の復元展示を行っているほか、近隣学校で遺物の展示を行っているが、学校施設は一般の見学者が自由に出入りできない(見学希望者は事前に文化財課に連絡の上、職員同行で見学可)。史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(イ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ)史跡地内に説明板を10ヶ所、史跡地外(包蔵地内)に説明板を3ヶ所設置しているが、説明板は老朽化により文字や写真が見えづらいものがある。	(ウ)老朽化したものについては更新が必要である。 (エ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
	(エ)駐車場・駐輪場、便施設等がなく、最寄駅等から徒歩でのアクセスに限られるなど、見学者にとっての利便性が低い。	(オ)駅等と連携して表示や案内等を行う必要がある。 (カ)史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ)徒歩・自転車等での見学コースの設定および、見学について案内パンフレット等の作成を検討する必要がある。
③立案・宣伝	(ア)郡山遺跡のパンフレットを作成し、希望者には文化財課や調査事務所で配布しているほか、講座の際や現地案内時などに配布・活用しているが、史跡地で見学者が自由にパンフレットを得られる状態ではない。	(ア)無人でもパンフレットの配布が可能な設備等の設置を検討する必要がある。
	(イ)文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、近隣住民を含め、史跡の認知度が十分とは言えない。	(イ)情報発信を強化していく必要がある。史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(ウ)他の遺跡と共に市のHPで遺跡の概要を紹介しているほか、郡山遺跡について書籍等で情報発信しているが、郡山官衙遺跡群に特化した情報発信方法は少ない。	(ウ)史跡の性格や重要性が伝わるような、新たな情報発信の方法を検討する必要がある。
	(エ)年2回開催している文化財展や、史跡の最寄り駅であるJR長町駅の駅前プラザで遺物の展示を行っているが、展示を行っていることの認知度が十分とは言えない。	(エ)情報発信を強化していく必要がある。 (オ)展示内容の充実や機会の増加を図る必要がある。
	(オ)文化財課職員が近隣学校への出前授業等を行っているほか、史跡地内で近隣の学校と連携の上、花壇の整備を行っているが、史跡近隣の学校以外では教科書の内容と結びつきにくく、出前授業等の機会が少ない。	(カ)出前授業の増加や整備への参加など、より一層学校との連携を進める必要がある。 (キ)授業で扱いやすくなるような副教材等を作成する必要がある。 (ク)教育旅行で訪れやすくなるような取り組みや情報発信を行う必要がある。
	(カ)教育旅行で郡山遺跡を訪れる学校がない。	
	(キ)高校・大学が史跡と関わる機会が少ない。	(ケ)高校・大学との連携方法について検討する必要がある。
	(ク)文化財課職員が希望者への現地案内や出前講座を行っているが、史跡が生涯学習の場となる機会は多くない。	(コ)史跡が生涯学習の場となるような取り組みやイベント等を検討する必要がある。
	(ケ)郡山遺跡出土遺物を他自治体の博物館等に貸し出して展示しているが、市内外の古代の遺跡等との連携は進んでいない。	(サ)他自治体の博物館等と定期的な交流事業等を検討する必要がある。
	(コ)仙台市内の遺跡ネットワーク化、関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについて周知が必要である。	(シ)関連遺跡のつながりや遺跡ネットワークについてパンフレット・HP等を作成して広報する必要がある。
④運営	(サ)コロナ禍以前は、JR長町駅企画の「小さな旅」や、旅行会社の団体訪問等も受け入れていたが、コロナ禍以降の県内・県外からの来訪者としては、歴史に興味のある個人・少人数の観光客の場合が多い。 (シ)海外からの来訪者に対応したパンフレットや説明板は未整備である。	(ス)観光客にターゲットを絞った情報発信も行う必要がある。 (セ)海外からの来訪者に対応した多言語でのパンフレットや説明板を整備する必要がある。
	(ア)近隣住民が史跡と係る機会が少ない。 (イ)郡山遺跡に特化したボランティア組織等がない。	(ア)地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。 (イ)ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。

建替えられた役所（1期官衙）—発奥国府—

1期官衙を取り囲む、官舎や邸を南北方向を基準に建替えられています。この1期官衙は、発奥1期官衙を主要遺跡として、南方官衙（発奥地区）、早稲田2期官衙群、寺尾地方遺跡群、郡山遺跡などから区分して整理されています。

主要な発奥1期官衙遺跡は、幅約53mの長方形の「外堀」をめぐって、空堀跡を中心に「大土庫」1棟（約42m×7m）が中心となり、官舎の内列を並べています。また、空堀跡の北側には、区画となる大溝の外側に小さな官舎がゴックウ、居住区があったことが明らかになりました。

この官舎の内列は、中央から南側にかけて南北正南、石敷（土敷）石、石敷、縁石跡などが並んでいます。この中で石敷跡は、発奥1期官衙の遺跡として、発奥への道のりや土庫の位置などが考えられています。

南方官衙は、発奥地区、西地区など、北方官衙の南側にあり、遺跡の大きな建物が並んでいて、そのうち約20m、南北一帯の東側に、建物の跡が見え、そのうち約20mは、発奥1期官衙の遺跡と見られています。発奥1期官衙の遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。発奥1期官衙の遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

この南方官衙の南側には、寺尾地方遺跡群や寺尾地方遺跡群の遺跡があります。寺尾地方遺跡群は13棟の建物が建替えられ、他の遺跡と異なり、土庫の遺跡が小さく、発奥1期官衙の遺跡と見られています。この遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。この遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。寺尾地方遺跡群は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山の地

郡山遺跡は仙台市の西部、太白区郡山にあり、JR仙台駅の東側から国道4号をバイパスの約60ha広がっている遺跡です。仙台市街の中心を流れる広瀬川の下流部にあたり、本流である名取川の合流点の近くに位置しています。この合流点から6kmほど下ると、太平洋に突き出た岬になります。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。郡山遺跡は、発奥1期官衙の遺跡と見られています。

最初につくられた役所（1期官衙）

東西約300m、南北約600m以上に広がり、独立建物跡や土庫跡や木列（塙跡）、板敷跡が南北から60から50mほどに並んで建てられています。北側に板敷跡などで区画された120m×800mの1画（1期）があり、建物が密集するよう配置されています。区画内部は広場状になっており、中庭跡も見られます。この1期官衙の南側には倉庫群が配置され、さらにその南側には倉庫群、工務部が小規模な木列に区画され、隣接しています。工務部では鍛冶工場があり、鋸の小屋や鉄製の道具の製造、修理が行われていたと考えられています。この他にも小規模な掘り下げ跡が密集する掘り下げ跡があります。この掘り下げ跡と検出された土庫跡の跡が出土しています。

この1期官衙は、7世紀の中頃から後半にかけて構築していたと考えられます。この官舎は全体の規模（約18ha）が極めて広いことや、中庭跡も8世紀代の地方官衙の規模と比べ（約1000m）こと、さらに外部の道路が木柱跡により明確なこと、東北地方では極めて稀な土庫跡が出土していることなどから、国家的な施設であると推定されます。立地や官舎の形態から河川との密接な関係が考えられ、河川にも近いことから、海路の拠点ともなるような官舎と推定されます。よって日本発祥に設置された浄土信仰や浄土信仰と同じような「南」とみられ、新羅国中央部の拠点となる遺跡であろうと考えられています。

1期官衙全体図

①長町駅東遺跡 ②土手内溝跡・土手内溝穴遺跡群 (東より)
 ③西台遺跡 ④土庫遺跡
 ⑤安宅山横穴遺跡群 ⑥西台五層跡
 ⑦大平寺山横穴遺跡 ⑧大野田官衙遺跡
 ⑨及川横穴遺跡 ⑩穴ノ上五層跡

郡山廃寺

1期官衙の南にあり、名称等不明な郡山廃寺と呼ばれています。この廃寺は東西120～125m、南北167mの範囲を木列（塙）により区画されています。西側に講堂の基壇跡があり、その北側には独立建物による遺跡があります。また講堂の南側には溝で区画された瓦を多量に出土する一帯があり、仏像を安置した金堂などの瓦葺き建物の存在が推定されています。この区画の中央には巨石の埋もれた土庫があり、塔の礎石である礎石であった可能性があります。区画の2箇所で門跡（南門・北門門）が発見されています。

I期官衙 (①～⑧)

①中庭跡 ②中庭跡 ③中庭跡 ④中庭跡 ⑤中庭跡 ⑥中庭跡 ⑦中庭跡 ⑧中庭跡

II期官衙 (⑨～⑩)

⑨中庭跡 ⑩中庭跡 ⑪中庭跡 ⑫中庭跡 ⑬中庭跡 ⑭中庭跡 ⑮中庭跡 ⑯中庭跡

遺跡の基礎跡、埋もれた土庫跡、屋根に繋がっていた土、溝内跡、木柱、三彩瓦、銅造土庫跡、I期官衙で使われていた土器、II期官衙で使われていた土器、寺尾地方遺跡群、寺尾地方遺跡群

図5-2 郡山遺跡パンフレット（A3表裏・折込）

また、活用の現状・課題を「史跡を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア)公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。 (イ)文化財課職員が希望者への現地案内を行っているが、史跡の認知度が十分とは言えない。 (ウ)史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (ウ)情報発信を強化していく必要がある。 (エ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(エ)出土した遺物の一部は仙台市博物館や近隣の学校で展示を行っているほか、博物館等から貸出希望があれば、遺物の貸出を行っているが、震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(オ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空闲地	(オ)公有化した箇所については、年2回ほど除草を行っているが、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではない。	(カ)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (キ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	も 準 価 本 質 的 値 準 ず る 本 質 的 価値に	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ)史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史の変遷については情報発信が十分ではない。	(ク)多様な視点からの情報発信が必要である。	
	本質的価値以外のもの	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア)重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア)老朽化したものについては更新が必要である。 (イ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ)石製の標識を6箇所設置している。	(ウ)設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理する必要がある。
			調査事務所	(ウ)震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(エ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			土地境界杭(標)	(エ)公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、現地では史跡範囲を認識しづらい。	(オ)史跡境界標を設置して見学範囲の明示等につなげる必要がある。
			木柵・生垣	(オ)公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいるが、内部は未整備のため、自由に見学できる状態ではない。	(カ)史跡公園として活用できるように整備する必要がある。
			花壇	(カ)近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っているが、その趣旨の周知が十分とは言えない。	(キ)周知の方法を工夫する必要がある。
暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)			(キ)調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示しているが、その旨の周知が十分とは言えない。	(ク)周知の方法を工夫する必要がある。 (ケ)史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	
その他の要素	居久根(いぐね)	(ク)史跡の理解にも資する要素であるが、その旨の情報発信が十分ではない。 (ケ)住宅密集地における貴重な緑地であるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(コ)多様な視点からの情報発信が必要である。 (サ)整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。		
		(コ)畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的に整備して活用可能になるまで時間を要する。 (サ)現在使用されている施設である。	(シ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。		
	農耕地等	(シ)道路によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。	(ス)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。		
	民家その他の建築物及び工作物	(ス)現在使用されている設備である。			
	道路等	(ス)現在使用されている設備である。			

活用の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のような
る。

地区	分類	要素	活用の現状	活用の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(イ)調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設を確保できていない。		
		空闲地	(ウ)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる場所がないため、史跡について体系的に学びづらい。		
	の準値本質的価値相当に本質的価値を損ねるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(エ)史跡(官衙)としてのパンフレット等は作成しているが、遺跡の歴史の変遷については情報発信が十分ではない。	(イ)多様な視点からの情報発信が必要である。	
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示しているが、近くに設置している遺跡説明板を見ないと意図が伝わりにくい。	(ア)ボランティアガイドによる案内等を検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ)3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ)老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ)中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示しているが、学校施設のため一般の見学者は自由に入出入りできない。	(エ)中学校校舎内の遺構復元については、学校側と協議の上、見学機会を増やす方法を検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ)近隣の住民が史跡と係る機会が少ない。 (オ)近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくい。	(オ)情報発信を強化していく必要がある。
			農耕地等		(カ)地域活動等で史跡地を活用する方法を検討する必要がある。
			民家その他の建築物及び工作物		(キ)ボランティア組織を新たに養成、または既存団体の研修機会を設ける必要がある。
道路等			(ク)駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。		
その他の人工物					

3 整備

整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	整備の現状	整備の課題
保存のための整備	(ア)本史跡は未整備である。 (イ)史跡地には公有地(学校用地・他部局管理地を含む)と民有地(民家・畑地)があるが、整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。 (ウ)将来指定を目指す範囲の史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。	(ア)整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (イ)公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地の取扱いに係る協議が必要である。 (ウ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(エ)史跡地は道路により分断されており、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(エ)史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(オ)史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいる。	(オ)史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	(カ)史跡地内には、公有化以前の土地利用の違いにより高低差がある。	(カ)遺構の保護に適した造成工事が必要である。
	(キ)大雨時に史跡地が冠水することがある。	(キ)排水のための施設整備が必要である。
	(ク)年2回程度の除草や、年1回程度の樹木剪定を行っている。樹木は生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。	(ク)雑草や落葉の量に対して除草や剪定が十分ではない。 (ケ)樹木の間伐等が必要になる見込みである。
	(ケ)R3年度まで史跡の保存・管理の拠点として使用していた発掘調査事務所が、地震等の影響により解体・撤去となったため、仮設プレハブを拠点として使用している。	(コ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
公開活用のための整備	(ア)事務所敷地内に暫定整備として郡山廃寺跡の講堂・僧房の位置表示を行っているが、史跡地内において遺構の復元整備等は未実施である。 (イ)史跡地に隣接する中学校校舎の1階部分に遺構を復元しているが、学校側と調整の上で見学が可能であり、常時公開はしていない。 (ウ)現状では史跡の様相が伝わりづらい。	(ア)史跡の本質的価値への理解を促す復元整備の方法を検討する必要がある。
	(エ)史跡地・史跡周辺に説明板を計13ヶ所設置しているが、史跡地近辺にガイダンス施設等は未整備である。見学者は説明板等から情報を得ることができるが、史跡について体系的に理解するための情報が不足している。	(イ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(オ)史跡地・史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。駐車場・駐輪場がないためアクセス手段が徒歩等に限られる。 (カ)近隣駅等からの距離は比較的近いが、史跡地へのルートがわかりにくく、史跡地へ誘導する案内標識等は未整備である。	(ウ)便益施設等の整備を含む史跡の一体的な整備については、整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (エ)駅等と連携して表示や案内板等を整備する必要がある。
	(キ)公有地は民有地や道路により分断されており、安全な見学動線を確保できていない。	(オ)史跡の一体的な整備に向けて道路の取扱いに係る協議が必要である。
	(ク)整備可能な公有地は飛び地状であるため、現状では史跡の全体像・スケール感がわかりづらい。	(カ)公有化を進めるとともに、一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。
	(ケ)史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しづらい。	(キ)史跡の一体的な整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。
	(コ)東日本大震災の影響により、調査事務所で行っていた遺物の展示が平成24年以降中断しているが、調査事務所は史跡地内に所在しており、建て替えができない。	(ク)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
	(サ)史跡地内には公有化以前の土地利用の違いにより高低差があるため見学しづらい。	(ケ)遺構の整備に適した造成工事が必要である。
	(シ)植栽等は行っていない。古代における自然環境を復元するデータが不足している。	(コ)調査の際に自然科学分析を行うなど、データを蓄積する必要がある。他遺跡の事例等も援用し、植栽計画等を検討する必要がある。
	(ス)防災、防犯設備は未整備である。	(サ)将来的な防災・防犯設備の設置について検討する必要がある。

また、整備の現状・課題を「史跡を構成する諸要素」別に整理すると以下ようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア)遺構の復元整備等は未実施である。 (イ)地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態ではなく、史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ア)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (イ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		遺物	(ウ)史跡地近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。 (エ)調査事務所で行っていた遺物の展示は、震災の影響により平成24年以降中断しており、見学者に史跡の性格(官衙の役割等)や重要性が伝わりづらい。	(ウ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		空閑地	(オ)地上において遺構と空閑地の区別がつく状態ではなく、官衙の様相や史跡の全体像がわかりづらい。	(エ)地下遺構を視覚化する整備については整備基本計画策定の中で検討する必要がある。 (オ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
	本質的価値に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史の変遷について学びづらい。	(カ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
	本質的価値以外のもの	保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア)重要な遺構が見つかった場所に10箇所設置しているが、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(ア)老朽化したものについては更新が必要である。 (イ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			史跡標識	(イ)石製の標識を6箇所設置している。	(ウ)設置箇所や設置数については整備基本計画の中で整理を要する。
			調査事務所	(ウ)地震等の影響によりR3年度まで使用していた史跡地内のプレハブ事務所を解体・撤去し、仮設プレハブを拠点としている。	(エ)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。
			土地境界杭(標)	(エ)公有化の際に土地境界杭や境界標の確認・設置を行っているが、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」に則った史跡境界標は未設置である。	(オ)史跡境界標を設置する必要がある。
			木柵・生垣	(オ)公有化した土地は木柵や生垣で囲んでいる。	(カ)史跡公園として整備するまでの維持管理施設であり、整備基本計画の中で遮蔽施設について検討を要する。
			花壇	(カ)近隣学校の生徒・児童による植栽活動を行っている。	(キ)史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で植栽について整理を要する。
暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡講堂跡・僧房跡)			(キ)調査事務所を設置している敷地内にブロック等で遺構の位置や範囲を示している。	(ク)史跡公園として整備するまでの暫定的な整備の一部であり、整備基本計画の中で整備内容の検討を要する。	
その他の要素	その他の要素	居久根(いぐね)	(ク)年に1回程度剪定を行っているが、樹木の生長に伴い、倒木の可能性も考えられる。 (ケ)史跡の理解にも資する要素であり、住宅密集地における貴重な緑地でもあるが、未整備のため自由に見学できる状態ではない。	(ケ)間伐等が必要になる見込みである。 (コ)整備基本計画の中で整備手法を検討する必要がある。	
		農耕地等	(コ)畑地や民家はごくわずかとなっているが、公有化のタイミングは地権者の事情を尊重しており、一体的な整備まで時間を要する。	(サ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。	
		民家その他の建築物及び工作物	(サ)現在使用されている施設である。	(シ)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて協議・検討を要する。	
		道路等	(シ)道路等によって史跡地が分断されており、史跡のスケール感が伝わりづらく、安全な見学動線が確保できていない。		
その他の人工物	(ス)現在使用されている設備である。				

整備の現状・課題を「史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素」別に整理すると以下のようになる。

地区	分類	要素	整備の現状	整備の課題	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。	(ア)史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備する必要がある。	
		遺物	(イ)調査をしていない箇所があり、今後出土遺物は増加すると考えられるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設は未整備である。		
		空闲地	(ウ)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、史跡について体系的に学びづらい。		
	本質的価値相当に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(エ)記録保存した資料はあるが、史跡近辺に展示・活用の拠点となる施設が未整備のため、遺跡の歴史の変遷について学びづらい。		
	本質的価値相当以外のもの	保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)歩道舗装を一部変えることで溝の位置と規模を表示している。	(ア)整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
			郡山遺跡説明板	(イ)3箇所設置している(うち1箇所は公園内)が、老朽化によって文字や写真が見えづらいものがある。	(イ)老朽化したものについては更新が必要である。 (ウ)整備基本計画の中でデザインの統一等について整理を要する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(ウ)中学校校舎の1階部分を柱のないピロティとし、その場所で見つかった建物の柱位置を復元表示している。	(エ)整備基本計画の中で全体の統一性等について検討する必要がある。
		その他の要素	緑地等	(エ)「将来指定を目指す範囲」については、史跡指定および公有化が必要なため、一体的な整備には時間を要する。 (オ)史跡地は住宅地内に位置し、公有地と民有地の境界が入り組んでいるため、見学者が回遊しにくい。	(オ)整備の開始時期については、整備基本計画策定の中で検討していく必要がある。 (カ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを検討する必要がある。 (キ)公有化を進めるとともに、史跡の一体的な整備に向けて学校用地、他部局管理地、道路の取扱に係る協議が必要である。 (ク)駅等と連携して表示や案内等を整備する必要がある。
			農耕地等		
		民家その他の建築物及び工作物			
	道路等				
	その他の人工物	(カ)史跡周辺に駐車場・駐輪場、見学者用の便益施設は未整備である。			

4 運営・体制の整備

運営・体制の整備の現状・課題を整理すると以下ようになる。

	運営・体制の整備の現状	運営・体制の整備の課題
関係者・関係機関等との連携体制について	(ア) 史跡の保存活用について、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会が少ない。	(ア) 一体的な史跡公園としての整備に向けて、仙台市内部の関係部局と意見交換等を行う機会を設ける必要がある。
	(イ) 学校や社会教育施設との連携事業は行っている。	(イ) より一層連携する機会を増やすための取組が必要である。
	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等と連携する機会が少ない。	(ウ) 関連する古代の遺跡や博物館施設、研究機関等との連携体制について検討していく必要がある。
	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡と関わる機会が少ない。	(エ) 地域住民をはじめとした市民が史跡の保存活用により一層積極的に携われる工夫が必要である。
保存活用計画の実施体制について	(ア) 日常管理は市で行っているが、地域住民からの要望等によって問題点を把握する機会が多い。	(ア) より細やかな見回りや維持管理が必要であり、地域住民やボランティア団体等の参画を図る必要がある。
	(イ) 史跡を保存活用する運営方法、体制の在り方について検討が十分ではない。	(イ) 今後の運営方法、人員体制の在り方等について検討が必要である。

第6章 本計画の基本理念・基本方針

1 基本理念

現代の都市と共存する 古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に

仙台郡山官衙遺跡群は、文献史料に残らなかった官衙の存在が発掘調査によって明らかとなり、新しい飛鳥時代像を投げかけた。その位置付けは、東アジア史の中における日本古代国家形成の過程の一つとして捉えるべきものであり、スケールの壮大さは圧倒的である。

本史跡は、7世紀中頃より仙台平野の政治・軍事拠点として、また7世紀末葉には多賀城以前の陸奥国府として、古代より陸奥国の中心であった。我々は、このことを仙台というまちの新たな原点や郷土の誇り・宝として、また国民共有の歴史的文化遺産として、永く後世に継承していく必要がある。

本史跡は、仙台市南部の広域拠点である『あすと長町地区』の市街地に隣接しているほか、仙台城跡や伊達政宗などと比べて身近なものとはいいがたい。このため、本史跡を将来にわたって継承していくためには、市民一人ひとりの理解と協力が不可欠である。

このため、今後、本史跡を、日本国の成り立ちといった壮大な歴史と仙台・東北との関わりや、古代国家形成期の様相などを誰もが気軽に理解できる場にしたり、みどりの保全や防災面での貢献を行うなど、現代の都市と共存できるよう保存・活用・整備を図っていく必要がある。

以上のことから、本計画の基本理念を「現代の都市と共存する古代国家の壮大な遺跡を市民の宝に」とする。

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、保存・管理、活用、整備、運営・体制整備の各項目について、基本方針を以下のように定める。

【保存・管理】

- ①国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ②史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- ③遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

【活用】

- ①市街地における史跡の恒久的な保存に対して理解・協力を得るため、発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値が正しく伝わるように、積極的に活用を行う。
- ②史跡が市民にとっての宝となり、重要性が世界に発信されるように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得て連携を図りながら活用を行うとともに、壮大な歴史の流れと史跡との関わりが伝わるように、関連遺跡・機関と連携した活用や多様な情報発信を行う。
- ③史跡の持つ歴史的意義をはじめ、地域性・国際性・環境的意義等を踏まえ、学校教育・生涯学習の場(=学びの場)、市民に親しまれる憩いの場や防災に資する場(=親しむ場)、文化観光に資する場(=楽しむ場)など、多様な視点からの活用を行う。

【整備】

- ①市街地において史跡を恒久的に保存するため、発掘調査に基づく情報をもとに、市民生活と調和を図りながら保存のための整備を適切に行うとともに、史跡の保存に対する理解・協力を得るための活用を行っていく上で必要となる整備を行う。また、人口減少社会を踏まえ、整備にあたってはコスト意識に留意して進める。
- ②発掘調査に基づく情報をもとに、古代国家の形成過程に位置付けられる史跡の大きさが効果的に伝わるような整備を行うとともに、史跡の様相やスケール、史跡の持つ地域性・国際性等を通して、来訪者が郡山遺跡の3つの本質的価値や、飛鳥・奈良時代の歴史を体感できるような整備を行う。
- ③地域性・国際性・環境的意義等を含む本史跡の歴史的意義を踏まえた上で、多くの人に史跡の重要性が理解される整備を行い、教育や学習の場とするとともに、市民に親しまれる憩いの場や文化・観光・防災に資する場となるよう、バリアフリーをはじめ、来訪者の安心・安全に配慮し、世代や障害の有無等に関らず、多様な人々が快適に見学できるような整備を行う。

【運営・体制整備】

- ①基本理念を実現するため、市の関連部局や、関連教育機関・専門機関等と連携した運営を行う。
- ②将来にわたって史跡が守り伝えられていくように、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力を得られるような関係を構築する。
- ③多くの人が史跡を身近なものとし、運営に携わっていくことを通じて、持続可能な体制の整備を図る。

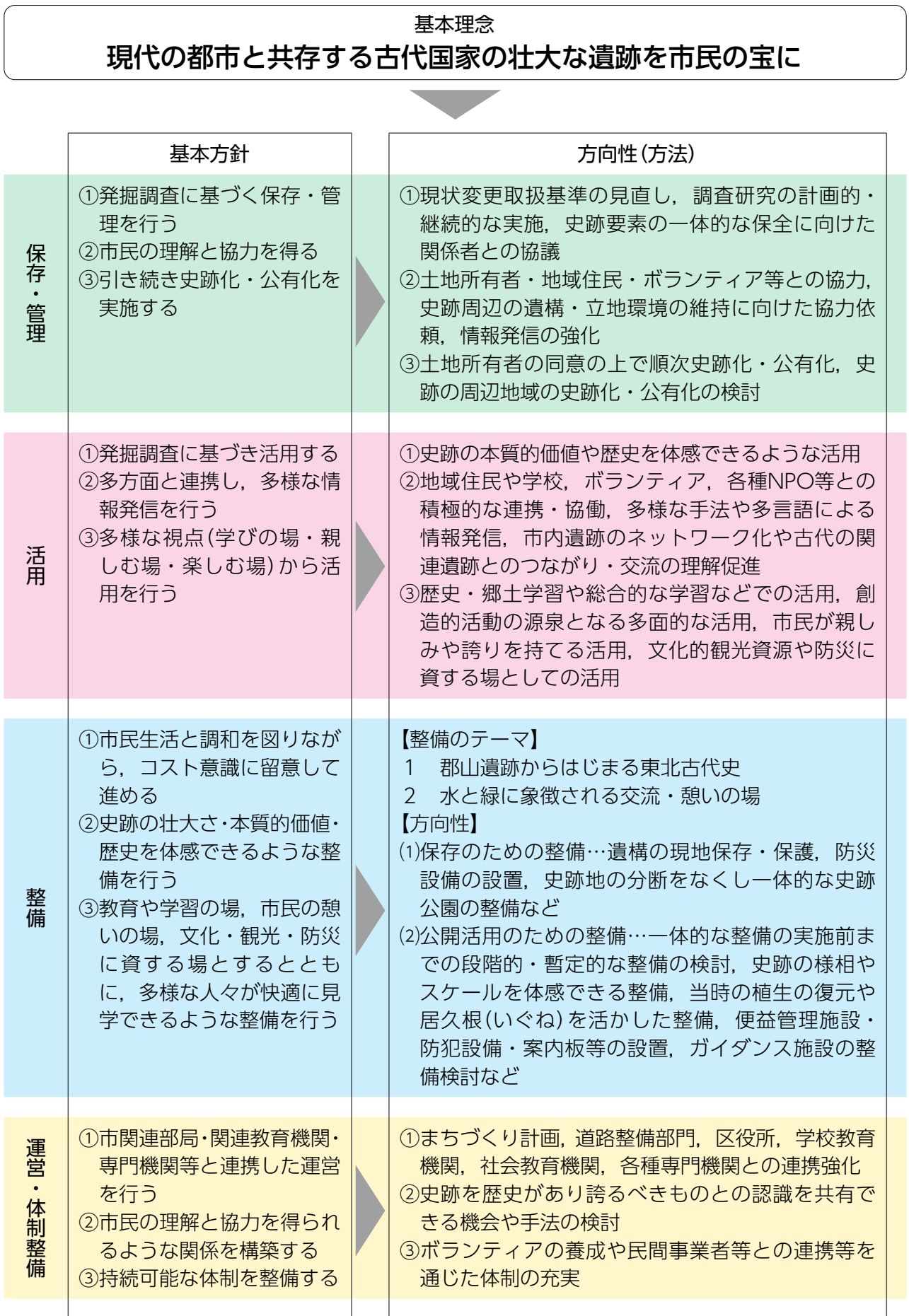


図6-1 構成図

第7章 保存・管理

1 保存・管理の方向性

【保存・管理の基本方針】（84ページより）

- ①国民共有の歴史的文化遺産として、市街地において史跡を恒久的に保存するため、計画的・継続的な発掘調査に基づく情報をもとに、本質的価値を損なうことなく、適切な保存管理を行う。
- ②史跡を郷土の誇りとして後世へ引き継げるよう、近隣住民や学校をはじめとした市民の理解と協力のもと、市街地における市民の生活との調和を図りながら保存管理を行う。
- ③遺構の恒久的な保存を図るため、引き続き史跡化・公有化を実施する。

上記の基本方針を達成するため、保存・管理の方向性を以下のように整理する。

①「発掘調査に基づく保存・管理」に向けた方向性

- ・ 史跡の保存・管理にあたっては、平成20年策定の「保存管理計画」で定められた現状変更取扱基準を本計画において見直したうえで行う。
- ・ 適切な保存・管理や活用・整備を行うためには調査研究の進展が不可欠であるため、史跡の全体像解明へ向けた調査研究を計画的・継続的に進める。
- ・ 史跡地内および将来指定を目指す範囲に所在する、史跡の本質的価値を構成する要素の一体的な保存を図ることを念頭に、その他の要素（建築物・道路等）の将来的な取り扱いについて関係者や関係機関と協議を図っていく。

②「市民の理解と協力」に向けた方向性

- ・ 史跡地内は、管理団体である仙台市が土地所有者とも協力しながら、史跡として相応しい適切な保存・管理に努める。
- ・ 史跡地内の維持管理にあたっては、地域住民やボランティアなど、多方面からの協力を得られるような取り組みの促進を図る。
- ・ 史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。
- ・ 将来指定を目指す範囲や周辺の官衙域、その他の地域については、遺構及び周辺の立地環境が可能な限り維持されるよう、関係者に協力を求める。
- ・ 史跡の保存・管理について広く理解が得られるよう、情報発信の強化に努める。

③「史跡化・公有化」に向けた方向性

- ・ 遺跡の恒久的な保存に向け、史跡地内および将来指定を目指す範囲内に位置する個人所有地については、土地所有者の同意の上、条件が整い次第順次史跡化・公有化を目指す。
- ・ 周辺の官衙域やその他の地域での発掘調査において、史跡の本質的価値に関わる重要遺構が見つかった場合は、史跡化・公有化を検討する。

2 保存・管理の方法

71ページで分類した4つの地区(次ページに再掲載)に対し、保存管理の方法を定める。

(1)史跡地(図7-1 赤色部分)

「国史跡を目指す範囲」のうち、先行して指定された範囲。Ⅱ期官衙中枢部の石組池跡・石敷・正殿、Ⅱ期官衙外郭施設(南辺)の材木列・大溝・外溝、郡山廃寺の講堂・僧房などが存在。

【保存・管理方法】

- ①遺構の維持保全を図るため、現状変更取扱基準(95ページ参照)に則り、遺構に影響を与える行為を厳しく制限する。
- ②発掘調査は必要最低限の範囲で行う。見つかった遺構は埋め戻して現地保存するとともに、材木列等、毀損及び脆弱化の恐れのある遺構については、必要に応じて保存措置を行う。出土遺物は必要に応じて保存措置を行い、図面・写真等とともに収蔵施設で適切に保管する。
- ③史跡地内に所在する建築物・道路等の将来的な取り扱いについて、関係者や関係機関と協議をする機会を設ける。
- ④日常的な維持管理は主として仙台市が行い、積極的に地域やボランティア等の協力も得られるよう努める。
- ⑤良好な景観の維持や、遺構の保存上影響を及ぼす恐れのある樹木・雑草の維持管理を行う。
- ⑥排水設備の設置など、大雨時の冠水対策を行う。
- ⑦公有化した範囲は必要に応じて囲いを設置し、史跡境界標を埋設する。

(2)将来指定を目指す範囲(図7-1 青色部分)

「国史跡を目指す範囲」のうちの未指定の範囲で、Ⅱ期官衙の中枢部から外郭南辺そして郡山廃寺と繋がる区域。

【保存・管理方法】

史跡地と同等と位置付け、今後も発掘調査を計画的に行って全容解明に努め、可能な限り追加指定を目指す。調査及び保存にあたっては、地権者・地域住民や建築物・道路等の所有者・管理者に対して広く理解が得られるよう、情報発信や協議に努める。

(3)周辺の官衙域(図7-1 緑色部分)

(2)の外側に広がるⅠ期・Ⅱ期官衙域。

【保存・管理方法】

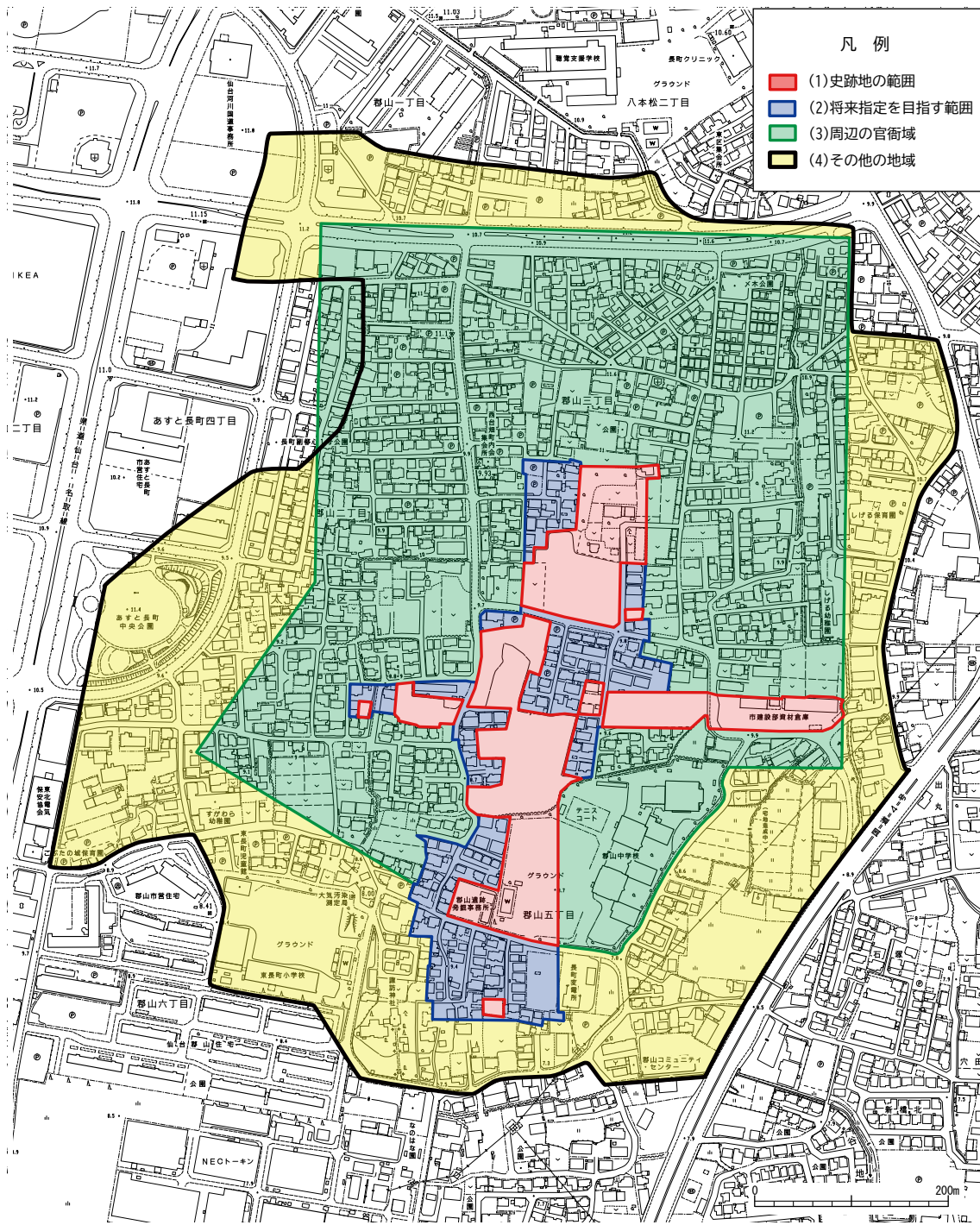
文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い(91ページ「文化財関係届出・申請の流れ」参照)となるが、(2)とともに官衙を構成する重要な区域であり、理解が得られるような情報発信に努めた上で、開発計画等により遺構に影響が及ばないように基礎工事を浅くするなど、関係者へ保存に向けた協力を求めていく。また、必要に応じて範囲確認調査の対象とし、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。

(4)その他の地域(図7-1 黄色部分)

(1)～(3)以外の郡山遺跡地内。

【保存・管理方法】

文化財保護法の「周知の埋蔵文化財包蔵地」の取扱い(91ページ「文化財関係届出・申請の流れ」参照)となるが、開発計画等により遺構に影響が及ぶような場合には、理解が得られるような情報発信に努めた上で、極力保存できるように協力を求めている。また、郡山遺跡の性格を決定付けるような重要な遺構等が発見された場合には、追加指定を検討する。



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図7-1 史跡地の範囲と官衙域等

史跡を構成する諸要素ごとの保存・管理の方法

地区	分類	要素	保存・管理の方法	
史跡地内	本質的価値を構成するもの	遺構	(ア)継続的・計画的な発掘調査を行い、史跡の全体像解明に努めるとともに、見つかった遺構は埋め戻して保存する(必要に応じて盛土による保護を行う)。 (イ)整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構の位置・規模や、官衙の様相がわかる状態にする。 (ウ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	
		遺物	(エ)整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や調査記録類の保管を可能にする。それまでは、市内に所在する収蔵庫にて保管する。	
		空闲地	(オ)整備基本計画策定の中で地下遺構を視覚化する整備について検討し、地上において遺構と空闲地の区別がつく状態にする。 (カ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討し、整備を行うまでは引き続き除草等を行う。	
	本質的価値に準ずるもの	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(キ)史跡地の歴史の変遷を明らかにするためにも、継続的・計画的な発掘調査を行う。	
	本質的価値以外のもの	史跡の保存管理・活用に資する要素	郡山遺跡説明板	(ア)維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、老朽化したものについては随時更新する。 (イ)整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置個所や設置数についても再整理する。
			史跡標識	(ウ)維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、整備基本計画策定の中で、設置箇所や設置数について整理した上で、新規設置や移設等を行う。
			調査事務所	(エ)整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討する。史跡近辺に施設を整備するまでの調査事務所を確保する。
			土地境界杭(標)	(オ)公有化した範囲については、史跡境界標を設置する。
			木柵・生垣	(カ)引き続き維持管理や剪定を行い、老朽化したものについては随時更新する。 (キ)整備基本計画策定の中で遮蔽施設について検討する。
			花壇	(ク)一体的な整備や区分けした上での整備を行うまでは、引き続き近隣学校や地域住民の協力を得ながら花壇の整備を行う。
			暫定整備遺構表示(郡山廃寺跡 講堂跡・僧房跡)	(ケ)引き続き維持管理を行うとともに、説明板を設置するなど、周知の方法を工夫する。 (コ)整備基本計画策定の中で整備内容や整備方法について検討する。
			居久根(いぐね)	(サ)引き続き伸長した枝の剪定等の維持管理を行うとともに、樹木の生長に伴う倒木の可能性を考慮し、必要に応じて間伐等を行う。
		その他の要素	農耕地等	(シ)史跡の保存が所有者の利用を損ねたり、居住者の生活に支障をきたすような状況が生じた場合には、その土地の取扱いについて関係者と協議する。
			民家その他の建築物及び工作物	(ス)所有者の同意の上、条件が整い次第順次公有化し、遺構の恒久的な保存を図る。 (セ)一体的な整備を実施するまでに、区分けした上で順次整備を行うことなどを整備基本計画策定の中で検討する。
			道路等	(ソ)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。
その他の人工物				

史跡地の周辺地域の環境を構成する諸要素ごとの保存・管理の方法

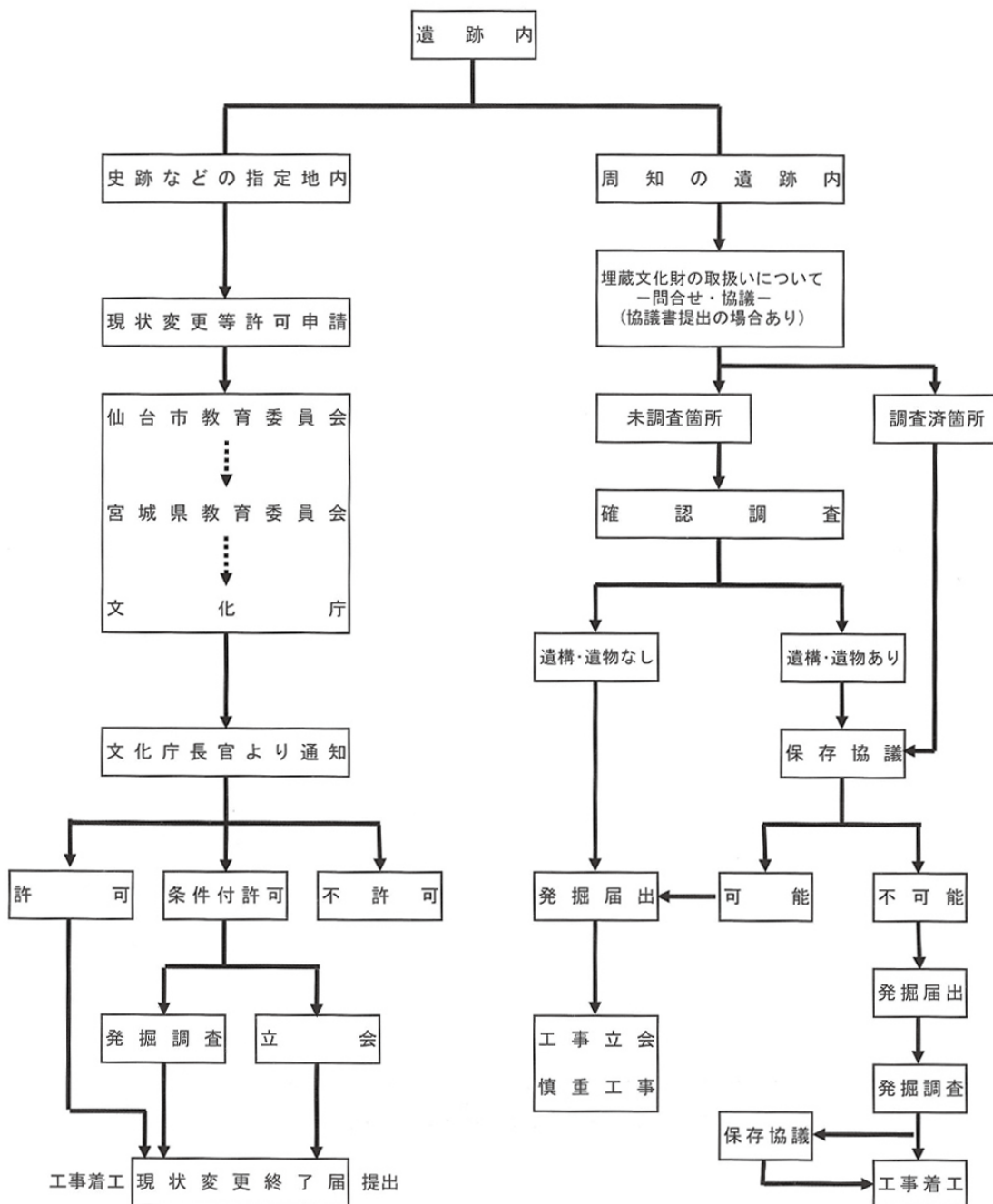
地区	分類	要素	保存・管理の方法	
史跡地外	本質的価値相当のもの	遺構	(ア)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。	
			(イ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、遺構に影響が及ばないように、関係者に対してより一層の協力を求める。	
			(ウ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。	
		遺物	(エ)整備基本計画策定の中でガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)の整備について検討し、将来的には史跡近辺での遺物や調査記録類の保管を可能にする。それまでの間、調査記録類や出土遺物は市内に所在する収蔵庫にて保管する。	
	空闲地	(オ)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。		
	の準値本質的価値相当にも	官衙に関わる時期以外の遺構・遺物	(カ)史跡地内出土遺物や調査記録類とともに保管する。保管場所については、整備基本計画策定の中で史跡地近辺にガイダンス施設(調査・収蔵・展示等の機能を兼ねる)を整備することについて検討する。	
	本質的価値相当以外のもの	史跡の保存管理・活用に資する要素	歩道舗装を利用した遺構平面表示(Ⅱ期官衙外溝北西隅部付近)	(ア)維持管理は引き続き歩道の管理を担当する部署が行う。 (イ)整備基本計画策定の中で、史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。
			郡山遺跡説明板	(ウ)維持管理は引き続き地域住民の協力を得ながら文化財課が行い、老朽化したものについては随時更新する。 (エ)整備基本計画策定の中でデザインの統一等について整理し、設置箇所や設置数についても再整理する。
			郡山中学校校舎内遺構復元表示(官人の居宅と考えられる建物群)	(オ)維持管理は引き続き中学校の協力を得ながら文化財課が行い、整備基本計画策定の中で、修繕および史跡地外の表示を含めた全体の統一性等について検討する。
		その他の要素	緑地等	(カ)「将来指定を目指す範囲」外で重要遺構が見つかった場合にも、史跡化・公有化を検討する。
			農耕地等	(キ)史跡および周辺の包蔵地の重要性をより一層周知するとともに、遺構に影響が及ばないように、関係者に対してより一層の協力を求める。
			民家その他の建築物及び工作物	(ク)開発行為に伴う発掘調査結果を蓄積・分析するとともに必要に応じて範囲確認調査の対象とし、史跡の全体像解明に努める。
道路等			(ケ)一体的な史跡公園としての整備を行うため、将来的な取扱いについて関係機関と協議・検討を行う。	
その他の人工物			(コ)情報発信を強化し、世代交代した地権者や、売買によって増加した新規住民の史跡への理解を得る。	

3 現状変更等の取扱い基準

現状変更等：史跡の現状を変更する行為および、保存に影響を及ぼす行為。

文化財保護法では、史跡に関して現状変更等の制限及び原状回復に関して規定しており、史跡地内においては、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に関して厳しい制限がかかっている。史跡地内における建造物や工作物の設置・撤去や木の伐採等、地上・地下において現状を変更する行為が許可申請の対象となる。

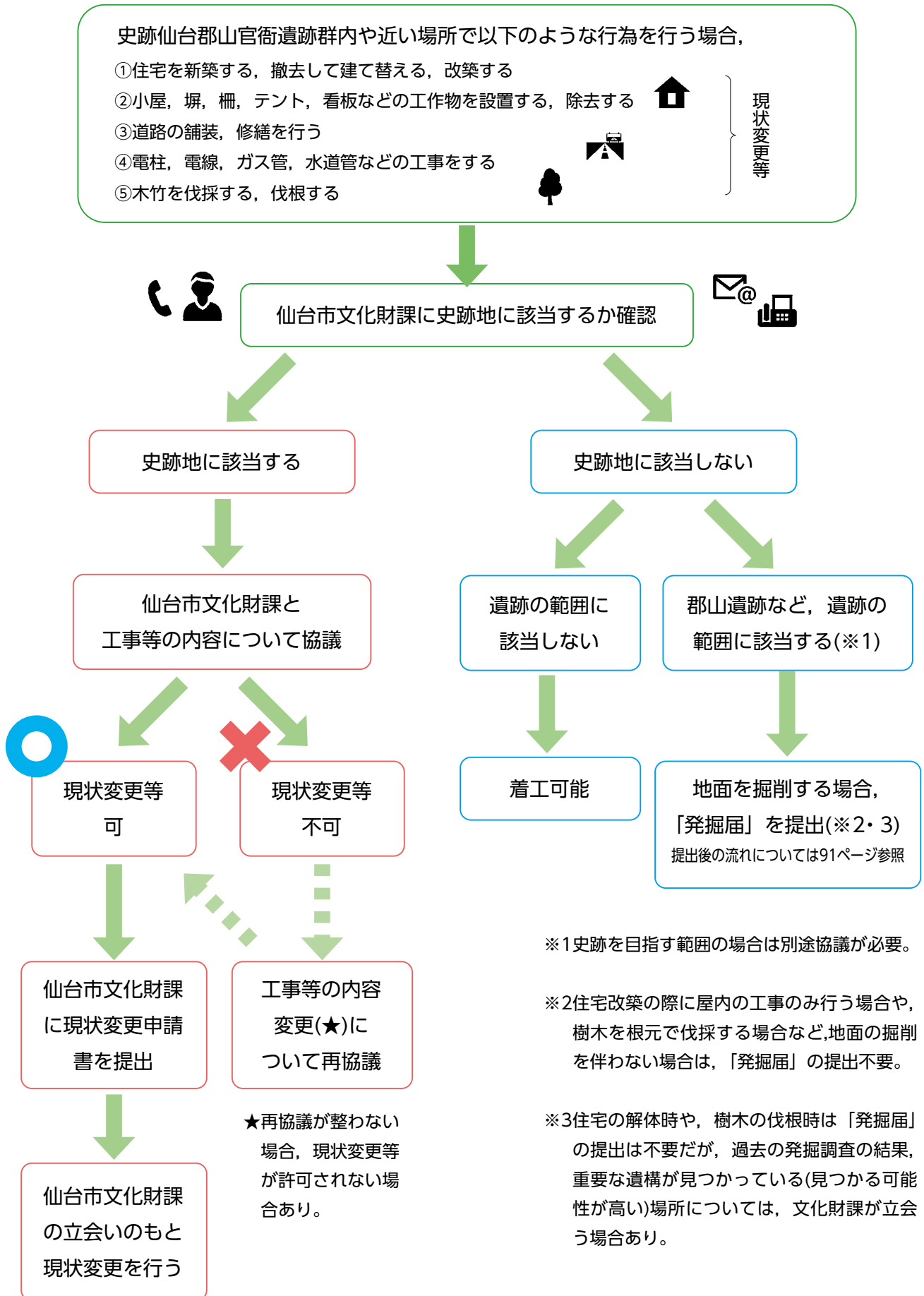
〈文化財関係届出・申請のたまかな流れ〉



文化財保護法施行令第5条第4項に基づき仙台市が許可及びその取消し並びに停止命令を行う現状変更等

許可事務の範囲		許可事務範囲の説明
イ	・小規模建築物で2年以内の期間を限って設置されるものの新築・増築又は改築	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)
ロ	・小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの	・小規模建築物：階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物で、建築面積が120㎡以下のもの(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)
※仙台郡山官衙遺跡群の指定面積は約4.5haのため本項は該当しない		
ハ	・工作物の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。)・道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)	工作物：建築物を除く
ニ	・法第115条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修	・法第115条第1項：(史跡名勝天然記念物の管理団体は、)文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。 ・法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。
ホ	・電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修	
ヘ	・建築物等の除却	・建築又は設置の日から50年を経過していない建築物等に係るものに限る。
ト	・木竹の伐採	・名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。
チ	・史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取	
リ	・天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育、当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着又は当該捕獲した動物の血液その他の組織の採取 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヌ	・天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ル	・天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの(現に繁殖のために使用されているものを除く。)の除却 ※仙台郡山官衙遺跡群は本項の該当なし	
ヲ	・イからルまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域(当該史跡名勝天然記念物の管理計画を都道府県の教育委員会(当該管理計画が市の区域(管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)又は町村の区域(次条第七項に規定する特定認定市町村である町村であつて同条第二項に規定する事務を行うこととされたものにあつては、管理団体が当該都道府県である史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内の区域に限る。)を対象とする場合に限る。)又は市の教育委員会(当該管理計画が市の特定区域を対象とする場合に限る。)が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。)における現状変更等	

史跡地近辺で工事等を行う際のフローチャート



(1)史跡地

【現状変更等の取扱いに係るこれまでの経緯】

史跡仙台郡山官衙遺跡群の本質的価値を構成する諸要素としては、地下に埋蔵されている遺構・遺物が対象となり、それらについて適切に保存するため、「仙台郡山官衙遺跡群保存管理計画書」（平成20年3月）を策定し、文化財保護法に基づいた取扱いをすることとして現状変更の取扱基準を定め、これまで保存・管理を行ってきた。

取扱基準については、土地所有区分を考慮し、地区区分(①民有地、②学校用地、③市有地・国有地)を行っており、現状変更許可の申請があった場合、その判断にあたって事前の発掘調査を実施することがあると定めている。

保存管理計画策定後、公有化が進んだことで民有地が減少し、市有地が増加していることに伴い、現状変更についても、市有地で文化財課が実施した保存・管理、活用等に伴う事例が大半を占めている(表7-1)。

表7-1 保存管理計画策定後の現状変更 件数及び概要

【平成20年度～令和5年度】

	民有地		学校用地	市有地							計
				文化財課管理地						他部局管理地	
	買上に伴う解体撤去・樹木伐採	フェンス設置	中学校プール・水道管・ブロック塀等	木柵設置	標識・説明板設置	発掘調査(範囲確認・深さ確認調査)	植栽(暫定整備)	木竹剪定・伐採	工作物(電柱・水路・埋設管等)撤去・修繕	建物解体撤去	
H20	3			1	2	1					7
H21			1								1
H22											0
H23	1	1	1	1			1				5
H24							1				1
H25							1				1
H26							1				1
H27							1			1	2
H28							1		1		2
H29			2		1		1				4
H30	2		1	1			1				5
H31・R1	1		1	1		1	1				5
R2	1		1	1		1	1	1	1		7
R3						1	1	1			3
R4						2	1		2		5
R5	1					1	1		1		4
計	9	1	7	5	3	7	13	2	5	1	53

これまでの経緯を踏まえ、各地区区分における今後の現状変更等の取扱いについての方針を以下のとおりとする。

【民有地】

地権者の理解と協力のもと、公有化(買上)に伴う建物等の解体工事以外の事例はほとんどない状況であり、引き続き同様の取扱い基準とする。

【学校用地】

水道管の漏水対応や、プールの修繕工事等が行われているが、いずれも遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱い基準とする。

【市有地(他部局管理地)】

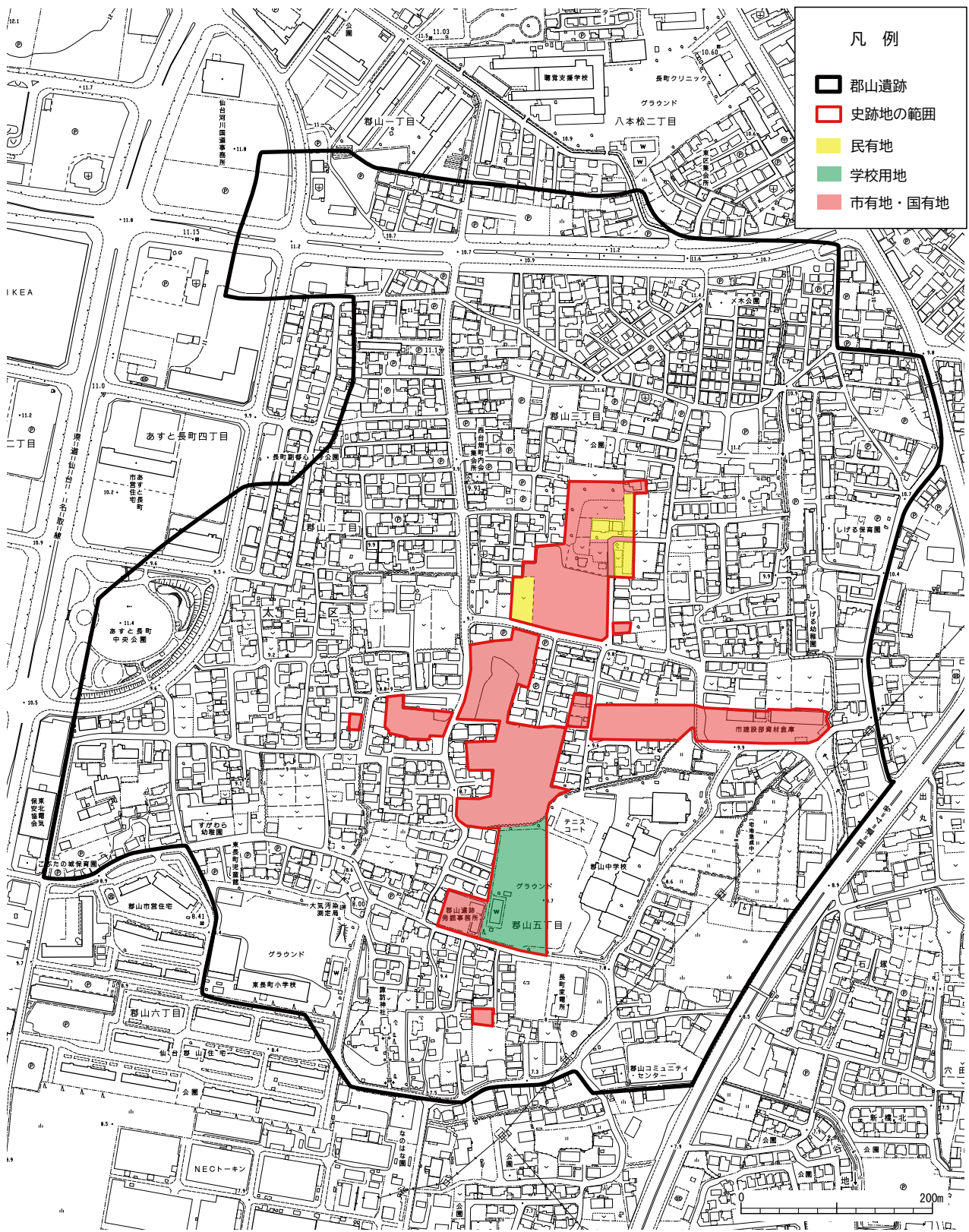
建物の解体等が行われているが、遺構に影響を与えない工事内容についてのみ許可しており、引き続き同様の取扱い基準とする。

【市有地(文化財課管理地)・国有地】

今後もこれまで同様の事業実施が想定される他、整備(暫定整備を含む)に伴う工事を実施する予定であるが、整備(暫定整備)の実施に関わらず、今後史跡地を教育活動や地域活動等で使用する可能性についても考慮する必要がある。このため、それらに伴う一時的な工作物等の設置については、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある旨を新たに追加する。

地 区	現状変更取扱い基準
民有地 (図7-2 黄色部分)	<ul style="list-style-type: none"> ①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。生活上やむを得ない住宅の増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
学校用地 (図7-2 緑色部分)	<ul style="list-style-type: none"> ①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②新築は認めない。学校施設におけるやむを得ない増改築等は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。
市有地、国有地 (図7-2 赤色部分)	<ul style="list-style-type: none"> ①原則として史跡にとって必要な行為以外の現状変更は認めない。 ②公衆用道路、水路の拡幅は認めない。補修もしくは修繕は、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ③電気、水道等のライフライン施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ④公共・公益施設の補修もしくは修繕に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として現状変更を許可する場合もある。 ⑤教育活動や地域活動等に伴う一時的な工作物等の設置に関しては、遺構に影響を与えないことを前提として許可する場合もある。

※ 現状変更の手続き(91ページ「文化財関係届出・申請の流れ」参照)



(平成28年修正・都市計画基本図を加工)

図7-2 史跡地の保存・管理区分

(2)将来指定を目指す範囲，周辺の官衙域，その他の地域

当該地の現状変更については，計画段階で十分な協議を行い，地下遺構及び周辺の環境が極力破壊されることがないように，事業者及び所有者等に事業計画の見直し等の協力を求める。

生活上やむをえない事由による開発行為については，地下遺構への影響を最小限に止めるよう協力を求め，遺跡の保護・保存に努める。